

基本構想の性格と活用

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）の目的を達成するため、同法第5条により愛知県が作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「県基本方針という。」）に基づき、同法第6条により市町村が作成するものである。

現行の県基本方針は、平成22年12月14日に策定され、今後10年間において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体を目指す基幹経営体の所得及び労働時間の目標、基幹経営体が目標を達成するために指標となる営農類型、基幹経営体に対する農用地の利用集積目標及び基幹経営体を育成するために必要な事項等を内容とするものであり、こうした県基本方針を受けて、担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積の加速化、耕作放棄地の解消等を進めていく必要があることから、本市では平成24年2月に基本構想を策定した。また、平成26年4月1日には農業経営基盤強化促進法が一部改正され、青年等就農計画制度を創設したことに伴い、県の基本方針に新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標等を内容とする必要が生じ、平成26年6月25日に県基本方針が見直されたため、市の基本構想についても県基本方針との整合を図るとともに、本市の新規就農促進についての考え方、推進方針を追加した。

今回は、平成28年4月1日に農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日24経営第564号農林水産省経営局長通知）が一部改正され、「農業生産法人」の呼称及び要件の改正に伴うものや、農業委員会による利用関係の調整について、農地利用の最適化を促進する観点の明記、農協の理事の選任に当たり、認定農業者等に関する市町村からの農協への情報提供の取扱いを明記する改正を行う等の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴う所要の改正を行うものである。

※法の目的（法第1条）

「この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」

※基本構想の期間（施行令第2条）

「概ね5年ごとに、その後の10年間につき定める。」

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

東海市は、知多半島の西北端に位置し、東は大府市、東浦町、西は伊勢湾に面し、南は知多市、北は名古屋市に接しており、温暖な気候を背景に古くから、たまねぎ、トマトなどの西洋野菜の栽培が始められ、戦後はいち早く観葉植物を取り入れるなど、進取の気性に富む農業経営が行われてきた。さらに愛知用水の通水により、農業の近代化が進み、施設野菜、果樹、花きを中心に都市近郊農業地帯として発展している。しかし、近年の社会情勢の変化にともない、土地利用の複雑化、混住化の進展、そして兼業化の深化、農家労働力の高齢化及び後継者の減少等、近年の農業を取り巻く状況は非常に厳しくなっている。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、昭和30年代後半以降、名古屋南部臨海工業地帯として工業化・都市化が進展し、その影響から兼業化が進み、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうしたなかで、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してき

たが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進みつつある。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、平成37年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
基幹経営体（家族経営・企業経営）	
<p>家族経営 概ね800万円</p> <p>1 家族経営とは、家族労働を中心とした標準的な家族経営である。</p> <p>2 家族経営の年間農業所得は、主たる事業者1人、家族労働者1.5人を想定して示している。</p> <p>企業経営 1,400万円</p> <p>[内訳]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者 概ね700万円程度 ・給与受給者1.5人 700万円程度 <p>企業経営とは、雇用労力や効率的な生産方式を導入して、より効率的な農業経営を営む経営体で、ここでは以下を想定している。</p> <p>1 家族経営協定の締結に基づく給料制を導入した家族経営体</p> <p>2 法人化した経営体</p>	概ね1,800時間
<p>新たに農業経営を営もうとする青年等 概ね250万円</p> <p>1 新規参入者（非農家出身新規農業者）を想定している。</p> <p>2 青年就農給付金（経営開始型）において45歳未満で独立・自営就農し、経営開始5年後に目標とする所得額である250万円を示している。</p>	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、東海市農業委員会（以下

「農業委員会」という。)、愛知用土地改良区(以下「土地改良区」という。)、あいち知多農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、及び愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課(以下「愛知県知多農業改良普及課」という。)、愛知県知多農林水産事務所農政課等の関係機関により構成した協議会を十分に機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担を明確にした上で、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって東海市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について、選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等が有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、先進的な農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。))第4条第3項の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた基幹経営体（家族経営・企業経営）（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう集落に係する団体の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、推進していく。

なお、認定農業者等担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、集落営農組織等による農作業受委託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

集落営農組織については、地域の実情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品質の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、効率的かつ安定的な生産単位を形成する上で、重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の

農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした、先進的農業生産総合推進対策事業や土地改良事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の近年の新規就農の状況は、平成24年度は2人、平成25年度は1人、平成26年度は4人、平成27年度は5人である。

本市農業の特徴である都市近郊農業の産地としての維持、拡大を図っていくためには、フキやトマト、ナス、洋ラン等の施設園芸、タマネギなどの露地野菜、ミカンやイチジクなどの果樹類の地域農業の担い手を将来にわたって、安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標210人を踏まえ、本市においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1経営体増加させる。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体による紹介、技術・経営面については愛知県知多農業改良普及課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東海市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、東海市における主要な営農類型について例示すると次のとおりである。

主要な営農類型は、経営体を想定した「基幹経営体」のうち「企業経営」及び「家族経営」を示す。

〔企業経営〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 8ha <作付面積等> 8ha レタス タマネギ その他	<資本装備> ・トラクター（25ps） 1台 ・トラクター（40ps） 1台 ・管理機 2台 ・播種装置 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・ライムソアー 1台 ・プラウ 1台 ・ロータリー 1台 ・うね立て機 1台 ・移植機 1台 ・かん水装置 40セット ・スプレヤー 1台 ・カルチパッカー 1台 ・収穫台車 1台 ・トラック 2台 ・トラクターリフト 1台 ・フォークリフト 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入 *管理会計 簿記記帳結果を経営状況の把握、計画作成及び意思決定に役立てるようにつくこと。（以下同様）	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日 制の導入 ・給与受給者（短時間） の安定確保

	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模経営に適したほ場整備と土地の集積 ・経営体に農地の利用集積を図る地域営農システムの整備 ・ほ場の土壌改良のための高能率たい肥散布用トラックの協同利用 ・播種作業のための施設設置 ・省力的栽培、高収量が確保できる技術力の開発及び導入 			
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設フキ 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 1ha <作付面積> フキ 1ha	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1ha ・2tトラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター（中型） 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 2台 ・作業場 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と安全に配慮し、低リン酸肥料、フェロモン剤の導入 ・優良種苗の計画的増殖による栽培種株の全量更新 ・作型の組み合わせによる10～4月の継続出荷 			
施設花き カーネーション他 切花 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 0.8ha <作付面積> カーネーション 他切花 0.8ha	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス温室 30a ・ビニールハウス 50a ・自走式防除機 1台 ・管理機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・冷蔵庫 1台 ・作業場 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> <ul style="list-style-type: none"> ・周年栽培体系の確立 ・自家選別、荷受け共選 			

施設花き 洋ラン	<経営規模> 畑 0.7ha	<資本装備> ・ガラス温室 ビニールハウス 70a	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 洋ラン 0.7ha	・トラック 1台 ・ベンチ 50a ・暖房機 7台 ・換気扇 14台 ・作業場 1棟		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・少量多品種、高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培 ・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の増加				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き 観葉植物	<経営規模> 畑 0.7ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 70a	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 観葉植物 0.7ha	・トラック 1台 ・ベンチ 50a ・暖房機 7台 ・作業場 1棟		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・JA花き集荷場から全国の市場への出荷 ・少量多品種、高品質商品の生産 ・マーケティングリサーチ				
果樹 ブドウ専作	<経営規模> 畑 1.8ha	<資本装備> ・簡易ハウス 60a ・果樹棚 180a ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・スプリンクラー 1式 ・スピードスプレヤー 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 露地 1.2ha 簡易被覆 0.6ha			

	<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none">・ほ場整備による栽培地の集積・平行整枝（短梢または中梢剪定）の導入による安定生産と省力化・優良系統への更新と新品種の導入・品揃えに配慮した品種の選定・付加価値商品の開発・販売・生産物の全量直売
--	---

<家族経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 水田 25ha <作付面積> 水稲 10ha 作業受託 15ha (耕起・代かき・田植・収穫)	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機 6条 1台 ・コンバイン 1台 ・アタッチメント各種 1式 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・格納倉庫 300㎡ ・育苗施設 1式	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備による栽培地の集積 ・地域営農システムの整備と経営体への農地の集積により作業の効率化 ・施肥量や防除回数による省力化及び低コスト化 ・特色ある米づくりによる収益性の向上 				
露地野菜	<経営規模> 畑 5ha <作付面積> 5ha レタス タマネギ その他	<資本装備> ・トラクター（25ps） 1台 ・トラクター（40ps） 1台 ・管理機 2台 ・播種装置 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・ライムソアー 1台 ・プラウ 1台 ・ロータリー 1台 ・うね立て機 1台 ・移植機 1台 ・かん水装置 40セット ・スプレヤー 1台 ・カルチパッカー 1台 ・収穫台車 1台 ・トラック 2台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<p><導入が望ましい経営形態及び生産管理等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模経営に適したほ場整備と土地の集積 ・経営体に農地の利用集積を図る地域営農システムの整備 ・ほ場の土壌改良のための高能率たい肥散布用トラックの協同利用 ・播種作業のための施設設置 ・省力的栽培、高収量が確保できる技術力の開発及び導入 				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設フキ 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 0.7ha <作付面積> フキ 0.7ha	<資本装備> ・パイプハウス 70a ・2tトラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター（中型） 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 2台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・環境と安全に配慮し、低リン酸肥料、フェロモン剤の導入 ・優良種苗の計画的増殖による栽培種株の全量更新 ・作型の組み合わせによる10～4月の継続出荷				
施設トマト専作 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 0.5ha <作付面積> トマト 0.5ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 50a ・暖房機 2台 ・トラック 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・購入苗導入による省力化 ・養液土耕等の新技術を生かした長期作型における高位安定生産 ・市場出荷と直売の併用 ・訪花昆虫利用による省力化 ・環境に配慮した施肥				
ナス専作 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<経営規模> 畑 0.5ha <作付面積> ナス 0.5ha	<資本装備> ・ビニールハウス 50a ・暖房機 2台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・購入苗導入による省力化 ・共選共販体制の整備 ・訪花昆虫利用による省力化 ・環境に配慮した施肥				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き カーネーション	<経営規模> 畑 0.45ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 45a ・自走式防除機 1台 ・管理機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・冷蔵庫 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> カーネーション 0.45ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・周年栽培体系の確立 ・自家選別、荷受け共選				
施設花き 洋切花	<経営規模> 畑 0.4ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 40a ・自走式防除機 1台 ・管理機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・冷蔵庫 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 洋切花 0.4ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・周年栽培体系の確立 ・自家選別、荷受け共選 ・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の増加				
施設花き 洋ラン	<経営規模> 畑 0.4ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 40a ・トラック 1台 ・ベンチ 30a ・暖房機 4台 ・換気扇 8台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 洋ラン 0.4ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・少量多品種、高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培 ・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の増加				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き 観葉植物	<経営規模> 畑 0.4ha	<資本装備> ・ガラス温室、ビニールハウス 40a ・トラック 1台 ・ベンチ 30a ・暖房機 4台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 観葉植物 0.4ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・JA花き集荷場から全国の市場への出荷 ・少量多品種、高品質商品の生産 ・マーケティングリサーチ				
果樹 ミカン専作	<経営規模> 畑 1.2ha	<資本装備> ・ビニールハウス50a ・暖房機 5台 ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・チョッパー 1台 ・かん水ポンプ 1台 ・スピードスプレヤー 1台	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・社会保険等の加入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> ハウスミカン 0.5ha 露地ミカン 0.7ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・優良系統への更新と新品種の導入 ・露地栽培はマルチ栽培による高品質化 ・省エネ栽培技術(ヒートポンプ、施設の多層被覆化等)の導入 ・土壌改良による収量増加				
果樹 ブドウ専作	<経営規模> 畑 1.2ha	<資本装備> ・簡易ハウス 40a ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・スプリンクラー 1式 ・果樹棚 120a ・スピードスプレヤー 1台	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 露地 0.8ha 簡易被覆 0.4ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・平行整枝(短梢または中梢剪定)の導入による安定生産と省力化 ・優良系統への更新と新品種の導入 ・品揃えに配慮した品種の選定 ・付加価値商品の開発・販売 ・生産物の全量直売				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 ナシ専作	<経営規模> 畑 1.5ha	<資本装備> ・果樹棚 150a ・夜蛾捕殺灯 ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・農業用倉庫 1棟 ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレヤー 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> 幸水 豊水 新高 その他 1.5ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・優良系統への更新と新品種の導入 ・早生種から晩生種まで組み合わせた作型 ・土壌改良による収量増加				
果樹 イチジク 専作	<経営規模> 畑 0.6ha	<資本装備> ・簡易ハウス 40a ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・動力噴霧器 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人	<作付面積> ハウスイチジク 0.4ha 露地イチジク 0.2ha			
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・ハウス・雨よけ・露地栽培の組み合わせ ・供選出荷組織によるブランド化 ・計画的改植による経営安定 ・土壌改良による収量増加				
酪農	<経営規模> 乳牛 60頭 飼料畑 2ha	<資本装備> ・牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・堆肥発酵施設 1棟 ・パイプライン 1機 ・バルククーラ 1台 ・トラクター 1台 ・ふん尿乾燥機 1機 ・給餌機 1機 ・ダンプトラック 1台 ・ホイルローダー 1台	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
従事者数 家族 2人 給与受給者(短時間) 0.5人				
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・つなぎ飼養、分離給与 ・年間乳量8,500kg/頭 ・初妊牛の導入、F1子牛生産				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
採卵鶏 従事者数 家族 2人 給与受給者（短時間） 0.5人	<飼養羽数> 採卵鶏 3万羽	<資本装備> ・成鶏舎・施設 2棟 ・育成舎・施設 1棟 ・中大すう舎 1棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・選卵選別機 1台 ・トラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 1式 ・自動給餌機 1機 ・シヨベルローダー 1台	・管理会計の導入 ・労働配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・直売、委託販売化 ・多種多様な品揃え ・自動給餌機、テーブル集卵による省力化 ・鶏ふん発酵処理後に販売化				

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農
 業経営の指標

第1の3に示したような目標の実現のため、新たに農業経営を営もうとする
 青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、第2で示した本市における主
 要な営農類型に準じるものとするが、知多地域で新規参入実績のあるものとし
 て、本市において見込みの高い営農類型について例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 イチジク 主体経営 (補完 露地野菜)	<経営規模> 畑 0.5ha <作付面積> イチジク 0.3ha タマネギ 0.2ha	<資本装備> ・雨よけハウス 30a ・かん水施設 30a ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・動力噴霧器 1台 ・作業場 1棟	・規模拡大を目指 した経営分析の 実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 家族 1人 給与受給 者(短時 間) 1人	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・施設栽培を目指した施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術取得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売			

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアで示すと、次のとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める 面積のシェアの目標	備 考
おおむね60%	<ol style="list-style-type: none"> 1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定にあたっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営における集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権設定等促進事業や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施を通じて、効率的且つ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講じる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次のとおり進めることとする。

- (1) 臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区は、整備率の高い優良農地であり、施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地としての利用を推進していく。
- (2) 東部の丘陵地区では、緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を推進していく。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性である露地野菜、施設花き、都市近郊農業を生かした施設野菜を主体とした農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を推進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

ア 農業経営規模拡大に伴う大規模農業経営等、効率的な生産基盤条件の形成を推進するため、利用権設定等促進事業を重点的に実施することにより、担い手が連坦的な条件下において、効率的な生産が行えるように努める。

イ 土地改良事業地区内の優良農用地の有効利用を図るため、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各事業別に述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア) から(オ) までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては(ア) 、(エ) 及び(オ) に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地も含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事することを認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による

権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に係わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるこ

と。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発

行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 当市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨の条件
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作

権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用

貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第３条第３項第３号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところのよりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者が農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は愛知県が指定する農地中間管理機構に連絡し

て協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地に存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調ったものに限る。))を除いた市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、各機関及び団体が有する個人データについて、特定の者との間で共同して利用できるよう①共同利用する旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤開示等の求め及び苦情の受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、本市及び農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進することを目的としたものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えているものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東海市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特

定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県知多農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、

さらには利用権の設定への移行の促進

- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

- ① 受入環境の整備

農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）や農業協同組合な

どと連携しながら、就農相談の機会を定期的に設け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた研修や農地に関する情報等の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって農起業支援センター(愛知県知多農業改良普及課内に設置)、農業委員会、農業協同組合と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために本市の農業後継者で組織する東海4Hクラブ等への加入を促すとともに、認定農業者や農業経営士などの地域の中心となる経営体との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に

については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）や農業委員会、生産や経営に関する知識・技術の習得、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県知多農業改良普及課や農業協同組合、認定農業者、農業経営士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市の農業生産は、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発達してきたが、今後こうした特色ある農業を維持するため、地域の条件と創意に基づく地域農業の振興を図るため、農地の流動化、施設園芸化、団地化及び農作業の受委託を推進するとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設を導入し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が、経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- ② 本市は、知多地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作に通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。今後、営農組合等で行っている、集団的土地利用を範とし、地域に即応した土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 本市は、土地改良事業を実施し、農業生産基盤整備を推進するとともに、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ④ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、愛知県知多農業改良普及課、農業協同組合、土地改良

区、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の促進方策について検討するとともに、平成37年度に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市はこのような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。

また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行することで、農地が大きく供給される一方で相続による農地所有者の分散化や遊休地化が進行する恐れもある。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の積極的、且つ公平な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。))を除いた本市全域を対象として行うことを基本とする。

② 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、本市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、本市が市全域における事業実施区域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の受渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

- ⑤ 事業実施地域が重複する。その他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事

業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本市から承認を得るものとする。

② 本市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまで

に掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 本市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 本市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 本市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 本市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 本市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 本市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本市の掲示板への掲示により公告する。

(4) 本市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。

① 本市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 本市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、本市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 本市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 本市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本市の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業はともに、担い手への農地の集積・集約化を図る事業であることから、利用権の設定等を行おうとする者の希望や地域の状況、活用できる補助金制度等を勘案し、必要に応じて農地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と調整し、適切な事業を行うこととする。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用するこ

とのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、愛知県知多農業改良普及課、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、愛知県知多農業改良普及課等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成24年2月17日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成28年12月15日から施行する。

別紙1（第4の1（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受け
る場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受け
る場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）（対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受け
る場合

- ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2（第 4 の 1（2）関係）

- I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための
利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設
定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合は、10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でない認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、東海市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>